規制影響分析書要旨

規制の名称	「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」施行に伴う経営責任体制の強化に関する政令事項		
主管部局·課室	社会・援護局 地域福祉課		
関係部局·課室	-		
評価実施時期	平成19年10月		
記制の新設・改廃の内容・目的			
	②出資一口の金額の減少手続における債権者への催告の範囲にて生協外部に対する透明性を確保するため、生協が出資一口の金額に組合総財産の現状を示すべき財産目録及び貸借対照表を作成しれば一定の期間内にこれを述べることができる旨を公告し、また、政しなければならないこととされた。このため、今般の消費生活協同組合法施行令の制定に当たってはることは極めて困難であるため、総会の手続きを通じた共済契約者であるため、政令において共済契約に係る債権者を定めることとする。	領の減少を総会において議決した場合、議決の日から二週間以内 、これを債権者の閲覧にまかせ、債権者に対し、減資に異議があ な令で定めるものを除き知れている債権者には各別にこれを催告 は、膨大な数の共済契約に係る債権者に対し、各個別に催告をす に対する周知(総会召集時の組合員に対する通知)で足りることと	
	(根拠条文) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第28条第4項、第49条第3項		
想定される代替案	上記①に関する規制の適用範囲を、より多くの組合が適用を受ける基準(負債総額200億円以下)にする。		
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案	
(遵守費用)	事業規模が一定以上の組合(上記①に該当)については、員外監事の設置を義務づけることにより、新たに費用が発生する。なお、 負債総額200億円という事業規模の設定に当たっては、当該費用 の費用対効果等を勘案している。	監事の設置を義務づけることにより、新たに費用が発生する。ま	
(行政費用)	特にないものと思われる。	特にないものと思われる。	
(その他の社会的費用)	特にないものと思われる。	特にないものと思われる。	

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(組合の組合員への便益)	本規制を設けることにより、生協外部の者による監視機能が強化されるため、組合の事業運営の透明性が確保される。	代替案の規制を設けることにより、生協外部の者による監視機 能が強化されるため、組合の事業運営の透明性が確保される。
(組合への便益)	生協の規模が拡大し、事業が複雑化している中で、生協外部の 者による監視の実施等の規制を設けることにより、効率的で健全な 法人経営を可能とするシステムの強化が確保される。	生協の規模が拡大し、事業が複雑化している中で、生協外部の 者による監視の実施等の規制を設けることにより、効率的で健全 な事業運営を可能とするシステムの強化が確保される。
分析結果	規制の対象となる一定規模以上の組合においては、新たに費用負により債権者等に対する透明性を確保することができ、効率的で健会 合及びその組合員に対する便益が増加するため、政策目的を達成なお、組合の規模が様々である中で、小規模な組合についても規あり得ると考えられる。	全な法人経営を可能とするシステムの強化が確保されることで、組 する上で適切な手段であると考えられる。
有識者の見解その他関連事項	今般の法改正に当たっては、昨年7月に厚生労働省に「生協制度 検討したところである。 この検討会においては、企業論や保険業法の専門家である学者、 関係者に委員として参加していただき、多様な角度から、改正の内容 また、検討の過程においては、生協のほか、関係団体(生命保険! ともに、途中、「中間とりまとめ」をパブリックコメント手続に付し、各界 られたところである。	マスコミ関係者、類似の協同組合である農協関係者のほか、生協容について御議論いただいたものと考えている。 協会、損害保険協会、日本商工会議所)からのヒアリングを行うと
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	平成19年5月に成立した「消費生活協同組合法の一部を改正する合において、当該法律による改正後の消費生活協同組合法の施行果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。	
備考	_	